

直接前方視界試験

1. 総則

直接前方視界試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）別添「直接前方視界の技術基準」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験条件

2.1 試験自動車の装着部品は、直接前方視界の試験に影響を与えるおそれのある部品以外は正規の部品でなくてもよい。

2.2 試験のために必要な装置・治具は、あらかじめ装着しておくことができる。

3. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、附表の様式に記入する。

なお、附表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。

3.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

3.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

付表
Attached Table

直接前方視界の試験記録及び成績
Direct Frontal Field of Vision Test Data Record Form

試験期日 年 月 日 試験場所 試験担当者
Test date Y. M. D. Test Site Tested by

1 試験自動車

Test vehicle

車名・型式 (類別)

車台番号

Make・type (variant)

Chassis No.

2 試験条件

Vehicle condition

◎基準アイポイントの中心の補正

Calibration of the center of standard eye point

バックアングル (°) Back angle (°)	補正距離 Calibration distance (mm)	
	前後方向 Front and rear direction	上下方向 Up and down direction

(注) 表中の符号 :

(Notes) Mark in the table:

前後方向 (- : 前方、+ : 後方)

Front and rear direction (- : front, + : rear)

上下方向 (- : 下方、+ : 上方)

Up and down direction (- : down, + : up)

◎車高調整装置

Adjustment device for vehicle height

有 ・ 無

Yes No

3 確認結果

Result of confirming

◎障害物の確認

Confirming the obstacle

基準のアイポイントから障害物の少なくとも一部が確認できる。

適 ・ 否

(A ピラー、ワイパー又はステアリングホイールによる死角により確認が妨げられた場合を除く。)

At least a part of obstacle can be confirmed from the standard eye point.

Pass Fail

(Except the case that confirming is disturbed by A pillar, wiper, or steering wheel.)

備考

Remarks
